

韓国の回生手続における強制認可の要件と実務運用の概観

丁文卿(ジョン・ムンギョン)¹

1. はじめに

債務者回生および破産に関する法律(以下「債務者回生法」と呼ぶ)第244条第1項によると、回生手続において回生計画案が一部の組で法定多数の同意を得られず否決された場合、裁判所は否決された組に属する権利者の権利を保護する条項(以下「権利保護条項」と呼ぶ)を定め回生計画を認可することができる。これを「強制認可制度²」又は「権利保護条項制度³」と呼んでいる。

債務者回生法(2005年3月31日制定、2006年4月1日施行)以前は、日本の会社更生法に倣って制定された旧会社整理法(1962年12月2日制定、1963年1月1日施行、2006年4月1日廃止)第234条第1項において強制認可の規定を定めていた。この規定は債務者回生法の回生手続にもほぼそのまま反映された⁴。つまり債務者回生法はすべての債務者を対

¹ 地方裁判所部長判事、韓国大法院裁判研究官。翻訳：崔廷任(早稲田大学大学院法学研究科博士課程在学中)

² 裁判所が回生計画案の否決にもかかわらず職権で認可をするという意味で法定用語ではないが「強制認可」という用語を使用することが妥当であるとする立場がある。これはアメリカ破産法(Bankruptcy Code)チャプター11 §1129(b)(1)において、裁判所が回生計画案の否決にも拘わらず回生計画を認可する権限を指して法律上の用語ではないが、理論と判例で「回生計画の認可をそれに反対する債権者に対して強要する」という意味で「cram-down」と呼ぶことと相通じている[吳守根教授]。以下本稿では上記の見解に従い「強制認可」という表現を使用する。

³ 서울중앙지방법원 파산부 실무연구회, 회생사건실무(하)(제4판), 박영사(2014), 74쪽.

⁴ 債務者回生法の制定・施行されるまでは、日本の倒産法に倣って制定された破産法、和議法、会社整理法とアメリカ連邦破産法第13章に倣って個人債務者回生法で各倒産手続を規定していた。倒産手続を単一の法律で統合して規定する形式で債務者回生法が制

象としている点において株式会社に対してのみ適用される会社整理法より適用対象は広いが、下記の表のように回生計画案と整理計画案などの一部表現は異なる以外に強制認可の実質的な要件は同じである。このような立法沿革の背景によって、債務者回生法上の強制認可規定の解釈に関する韓国の理論上の議論の多くは旧会社整理法と日本の会社更生法の強制認可規定に関する解釈論に影響されている。

旧会社整理法	債務者回生法
<p>第234条(不同意の組がある場合の認可)</p> <p>① 整理計画案に関して、関係人集会において法定の額又は数以上の議決権を有する者の同意を得られなかった組がある場合にも、裁判所は計画案を変更してその組の整理債権者、整理担保権者又は株主のために次に挙げる方法によってその権利を保護する条項を定め計画認可の決定をすることができる。</p> <p>1. 整理担保権者に関してその担保権の目的である財産を、その権利を存続させながら、新会社に移転するか他人に譲渡するか会社に保留する方法</p> <p>2. 整理担保権者に関してはその権利の目的である財産、整理債権者に関してはその債権の弁済に充当される会社の財産、株主に関しては残余財産の分配に充当される会社の財産を裁判所が決める公正な取引価格（担保権の目的である財産に関してはその権利による負担はないものとして評価す</p>	<p>第244条(不同意の組がある場合の認可)</p> <p>① 回生計画案に関して、関係人集会において決議するか、第240条の規定による書面決議をする場合、法定の額又は数以上の議決権を有する者の同意を得られなかった組がある場合にも、裁判所は計画案を変更してその組の回生債権者、回生担保権者又は株主のために次に挙げる方法によってその権利を保護する条項を定め計画認可の決定をすることができる。</p> <p>1. 回生担保権者に関してその担保権の目的である財産を、その権利を存続させながら、新会社に移転するか他人に譲渡するか会社に保留する方法</p> <p>2. 回生担保権者に関してはその権利の目的である財産、回生債権者に関してはその債権の弁済に充当される会社の財産、株主に関しては残余財産の分配に充当される会社の財産を裁判所が決める公正な取引価格（担保権の目的である財産に関してはその</p>

定・施行された。個別法律は廃止され既存の会社整理手続と和議手続は回生手続として単一化された。債務者回生法は回生手続、破産手続、個人回生手続の三つの倒産手続を規定している。

<p>る) 以上の価額で売却してその売却代金から売却費用を控除した残金で弁済するか分配するか供託する方法</p> <p>3. 裁判所が決めるその権利の公正な取引価格を権利者に支払う方法</p> <p>4. その他前各号に準じて公正・衡平に権利者を保護する方法</p>	<p>権利による負担はないものとして評価する) 以上の価額で売却してその売却代金から売却費用を控除した残金で弁済するか分配するか供託する方法</p> <p>3. 裁判所が決めるその権利の公正な取引価格を権利者に支払う方法</p> <p>4. その他第1号ないし第3号の方法に準じて公正・衡平に権利者を保護する方法</p>
---	--

裁判所が強制認可をするか否かおよび強制認可時の権利保護条項の内容をどのように決めるかについては、法律によって裁判所に一任されており、利害関係人の申立権は認められていない。したがって強制認可制度とその要件の具体的な内容は法規定に関する理論的解釈論よりは裁判所の裁量の行使で形成される事務運用においてよく表れている。

以下では、債務者回生法の規定に基づく強制認可の要件とその解釈に関する重要な大法院の判例を検討し、ソウル回生法院とその前身であるソウル中央地方裁判所破産部の強制認可に関する実務運用を概観することで韓国の強制認可制度を紹介する。

2. 強制認可の要件

ア. 一部組の不同意

回生計画案は少なくとも一つの組において可決されなければならない。すべての組で回生計画案が否決された場合、裁判所は債務者回生法第286条第1項第2号に従って必ず回生手続廃止の決定しなければならない。

イ. 権利保護条項の設定

裁判所は同意していない組の権利者全員に対して権利保護条項を設定しなければならない⁵。権利保護条項設定について回生計画案作成者や不同意した組に属する権利者の意見を聴取しなければならないとの規定は存在しない。しか

⁵ 대법원 2018. 5. 18. 자 2016마5352 결정 참조.

し可能であれば債権者等の利害関係人に対して意見陳述の機会を与えることが望ましい。意見陳述の機会を通じて利害関係人の利益を反映・調整する強制認可決定が可能になり、利害関係人の参加を通じて強制認可決定について手続的正当性を高められる。

権利保護条項を決める際に権利保護の程度を具体的にどのように定めるか、また権利保護条項を設定する方法は、下記の3.の項目で述べる。

ウ. 回生計画認可要件の充足

権利保護条項が設定された回生計画案は公正で衡平でなければならず、遂行可能であることなど、債務者回生法第243条第1項で定めている回生計画認可要件を満たさなければならない。また、回生計画案の排除事由がない等、債務者回生法第243条の2第1項、第2項で定めている回生計画不認可事由があってはならない。強制認可は回生計画認可のための回生計画案可決要件を補うものであるからである。

3. 権利保護条項を定める方法

ア. 概観

債務者回生法第244条第1項第1号ないし第4号は、回生担保権者、回生債権者、株主・持分権者のために権利保護条項を定める方法を規定している。上記の規定に基づき個別事件において具体的な権利保護条項をどのように決めるかは裁判所の裁量による。そのような裁量権の行使は裁量の範囲内で行わなければならない。例えば裁判所が権利保護条項の内容として、回生計画案に不同意した組に属した権利者が回生計画による権利変更される前に本来有していた権利内容を著しく超える給付を債務者から受け取ることができるように職権で弁済条項を決めるのは裁判所が決められる権利保護条項の限界を超えるものとして認められない⁶。

大法院の判例は権利保護の程度の下限を、その保護の対象となる権利の実質的価値としての清算価値と見ている。そして裁判所が権利保護条項を定めるた

⁶ 대법원 2009. 3. 31. 자 2007그176 결정.

めに必ず回生計画案を変更しなければならないわけではなく、否決された回生計画案においてすでに不同意した組の権利者に権利の実質的価値を意味する清算価値以上を分配することを規定することで上記244条第1項が各号の要件を満たしていると認められる場合は、裁判所は不同意した組の権利者のためにその回生計画案の条項をそのまま権利保護条項として定めて認可することも許されると判断している⁷。

以下において回生担保権者、回生債権者、株主・持分権者の各権利者別に権利保護条項を定める方法を順に述べることとする⁸。

イ. 回生担保権者：第1号ないし第4号

第1号の方法は、担保権の目的となる財産をその権利を存続させながら新会社に移転したり、他人に譲渡したり、債務者に留保したりする方法である。その際に第三者に引受けられる債務又は債務者に存続する債務の金額や期限は、回生担保権として確定された金額と期限である。

第2号の方法は、担保権の目的である財産を裁判所が定める公正な取引価格（担保権による負担がないものと評価する）以上に売却して、その売却代金から売却費用を控除した残金によって弁済・分配・供託する方法である。これは実質的に担保権実行と同じ結果である。権利保護条項に売却方法や相手方等を明示的に記載する必要はないとしても、実質的な権利保障のために売却時期は明示的に記載することが望ましい。

第3号の方法は、裁判所が回生担保権の公正な取引価額を評価してその評価額を権利者に支払う方法である。前2号の方法によって回生担保権者が弁済を受ける金額を一応の基準とすることができる。但し分割弁済の場合は回生計画認可時を基準として、総弁済金額の現在価値は清算価値以上の適正な価値の水準と同じでなければならない。

⁷ 대법원 2018. 5. 18. 자 2016마5352 결정, 대법원 2007. 10. 11. 자 2007마919 결정 등 참조.

⁸ 이. からエ. までの各権利者別の権利保護条項の内容は、서울중앙지방법원 파산부 실무 연구회(脚注3), 79-85頁を参照して整理した。

第4号の方法は、第1号ないし第3号の方法に準じて公正で衡平に権利者を保護する方法である。ここでの公正・衡平とは回生担保権者の優先的地位を尊重し、破産手続における別除権者に準ずる満足を得ることを意味する。第1号ないし第3号の方法を混合する方法も可能である。例えば原則的に裁判所が定める公正な取引価格を権利者に支払う（第3号）が、当該不動産が早期に売却される場合は売却代金から公正な取引価格に該当する金額を権利者に支払う方法である（第2号）。ソウル回生法院とソウル中央裁判所破産部において、回生手続又は旧会社整理手続で本来の回生（又は整理）計画案内容をそのまま権利保護条項として定めた事例の多くがこれに該当する。また次の各内容以外は本来の回生（又は整理）計画案のまま権利保護条項を定めた事例がある。つまり過去の会社整理手続に関する担保権を存続させる内容、清算価値を保障する内容、清算による予想配当率以上を弁済する内容、一部整理担保権者に対して担保物を取得できる権利を与える内容である。回生手続に関連している担保物の売却方法や売却時期を追加することで担保権を実行させる内容である。

ウ。回生債権者：第2号ないし第4号

第2号の方法は、回生債権者の弁済に充当されるべき債務者の財産を公正な取引価格以上の価額で売却してその売却代金から売却費用を控除した残金で弁済・分配・供託する方法である。

第3号の方法は裁判所が回生債権の公正な取引価格を評価してその評価額を権利者に支払う方法である。前2号の方法によって回生債権者が弁済を受ける金額を一応の基準とすることができる。

実務上、回生債権者が清算価値以上の弁済を受ける内容の回生計画案が作成されることが多い。したがって第2号と第3号の方法によって権利保護条項を定める場合、清算価値以外にも遂行可能な範囲内において債務者の継続企業価値の一部を追加で配分することも考えられる。

第4号の方法は、第2号と第3号の方法に準じて公正で衡平に権利者を保護する方法である。ソウル回生法院とソウル中央地方裁判所破産部において回生手続又は旧会社整理手続に関する本来の回生（又は整理）計画案の内容をそのまま権利保護条項として定める事例の多くがここに該当する。ソウル中央地方

裁判所の旧会社整理手続に関する実務例として整理債権の免除比率を低くすることで従前の弁済条件を少し上回る内容、清算時の予想配当率を上回る弁済内容、整理計画の変更手続において元整理計画又は変更計画のうち一つを選択してそれに基づいて整理債権の弁済を受けられる内容の権利保護条項を定める場合がある。

エ. 株主・持分権者：第2号ないし第4号

株主・持分権者には回生債権者に対する方法がそのまま適用される。しかし回生手続開始当時（回生計画認可決定後回生手続終結前に回生計画の変更申請があった時には回生計画変更計画案提出当時）債務者の負債総額が資産総額を超える株主・持分権者は議決権を有してないので（債務者回生法第146条第3項、第4項）、実務において株主・持分権者に議決権を与えることができる場合はほとんどない。したがって権利保護条項を定める場合もほとんどない。ソウル中央地方裁判所において旧会社整理手続と関連して本来の整理計画案の内容をそのまま権利保護条項として定め認可した事例がある。

4. 実務の運用

ア. 裁判所の裁量

回生計画案が一部の組で法定多数の同意を得られなかった場合に、権利保護条項を定めて回生計画を認可するか否かは裁判所の裁量に属する事項である⁹。したがって裁判所が権利保護条項を定めて回生計画案を認可しなかったことを理由に回生手続廃止決定を抗告で争うことはできない¹⁰。同じく裁判所が回生手続を廃止せずに権利保護条項を定めたことを強制認可決定に対する抗告事由とすることはできない。

強制認可制度に関して、上記の法律規定以外には、どのような場合に強制認可すべきか、強制認可時の権利保護条項はどのように決めるかについては、具体的な形態（準則、内規、規則、法令）として公示された細部的・統一的基準は存在しない。ソウル回生法院とソウル中央地方裁判所破産部において199

⁹ 대법원 2009. 3. 31. 자 2007그176 결정, 대법원 2008. 1. 24. 자 2007그18 결정 참조.

¹⁰ 대법원 2014. 3. 18. 자 2013마2488 결정.

9年から2019年8月頃までの旧会社整理手続と法人回生手続事件の中で強制認可決定があつて事件は約113件程度である¹¹。裁判所は公正で適正な裁量権行使のために様々なポジティブ・ネガティブ要素を総合的に考慮して強制認可の有無を決定してきた。強制認可の有無を判断する際に考慮すべき事項と権利保護条項の内容は以下のようである。

イ. 強制認可の有無を判断する際の考慮事項¹²

強制認可をする際にポジティブな要素として①現価弁済率が清算配当率を大きく上回る点、②継続企業価値のほとんどが債務弁済に投入されている点、③同意した組における同意率が高い点、④不同意した組における不同意率がそれほど高くなく（僅差で否決）全体議決権のうち同意議決権の比率が高い点、⑤不同意した組又は全体議決権者を基準とする同意率が高い点、⑥不同意の事由が非合理的である点（全額現金弁済の主張、会社内規に従った不同意など）、⑦従業員の雇用関係が保障されている点、⑧回生計画の遂行可能性が高い又はM&Aの可能性が高い、⑨回生手続が廃止される場合社会的影響が大きい点などである

ネガティブな要素として①遂行可能性が低い点（調査報告書又は回生計画対比売上実績の不振）、②現価弁済率と清算配当率の差が僅少である点、③不同意した組における同意率が低い点、④全体議決権中不同意議決権の額が大きい点、⑤不同意した組又は全体議決権数を基準とする同意率が低い点、⑥反対債権者の不同意事由が合理的である点、⑦再度の申立事件であり続行期日の指定も否決された点、⑧不同意した債権者が私的債務調整の方法を模索している点、⑨雇用関係に与えられる影響が少ない点、⑩回生手続の廃止による社会・

¹¹ 1999年から2013年7月頃までの約52件[서울중앙지방법원 파산부 실무연구회(주 3), 86-89쪽]であるが、ソウル回生法院資料等を通じて確認された数として正確な統計数値ではない。しかし概ねの事件数を把握することはできる。

¹² 1999年から2013年7月頃までに強制認可決定があつた事件に関しては서울중앙지방법원 파산부 실무연구회(주 3), 78쪽. 参照、その後の2019年8月頃までの事件の場合もその強制認可決定文を見てみると上記のようにポジティブ・ネガティブな要素を総合的に考慮している。

経済的影響が少ない点が考慮される。

各考慮要素の間で明確な優先順位があるわけではなく、その軽重をどのように反映するかは事件ごとに差がある。但し、遂行可能性については慎重に考慮する必要がある¹³。回生計画認可のための遂行可能性とは、債務者が回生計画において定められた債務弁済計画をすべて履行してまた回生手続に戻らないように健全な財務状態を備える可能性を意味する¹⁴。債務者の資金の流れ等の諸事情において遂行可能性が低く、強制認可後すぐ回生手続が廃止される可能性が相当であれば、不同意した組の反対にもかかわらず強制認可をする裁判所の負担は大きくなる。回生手続の進行にかかる各種の費用と減価償却による資産価値の減少等で債務者の清算価値も減少する恐れがあるからである。

ウ. 権利保護条項の内容

多くの事例において本来の回生（又は整理）計画案の不同意した組に該当する部分をそのまま権利保護条項としているので、別途の権利保護条項を定めるケースは稀である。債務者回生法に基づく回生手続事例の中で約7件だけが回生計画案の内容をそのまま維持して、その上で具体的な権利実現のために他の内容を追加（担保物売却方法、売却時期など）したり、一部を変更（特定債権の回収時期の削除及び回収不可能確定時の出資転換など）したりする事例であった。

本来の回生計画案をそのまま権利保護条項として定める実務の傾向は強制認可時の権利保護条項の内容に対する不確実性は減少させるが、強制認可をするか否かの基準に関する透明性と予測可能性を高めることが重要になる。

5. 結びに

上記で紹介したように韓国の強制認可制度はその立法規定とそれに関する大法院判例の解釈上、裁判所の裁量の余地が大きく、その裁量権の行使を通じて裁判所の職権的・後見的役割を果たしている。強制認可制度は回生手続に入った利害関係人の努力が無駄にならないように社会経済的効率性を保存し、債務

¹³ 서울중앙지방법원 파산부 실무연구회(주 3), 77쪽.

¹⁴ 대법원 2018. 5. 18. 자 2016마5352 결정, 대법원 2016. 5. 25. 자 2014마1427 결정.

者と債権者の相互間において債務者の回生のための交渉と譲歩を導き出せるように予測可能な合理的な基準を用意する実務の努力が必要である。今回のシンポジウムにおいて各国の現況に関する紹介と議論することが強制認可制度の合理的な実務に関する関心を引き起こす一つのきっかけになることを期待してみる。